

外国人技能実習生
特定技能外国人(登録支援機関受託)

監理団体許可番号 許1704000004
登録支援機関登録番号 19登-001109
無料職業紹介事業所許可番号 13-ム-3000491

外国人受入事業の ご案内



公益社団法人

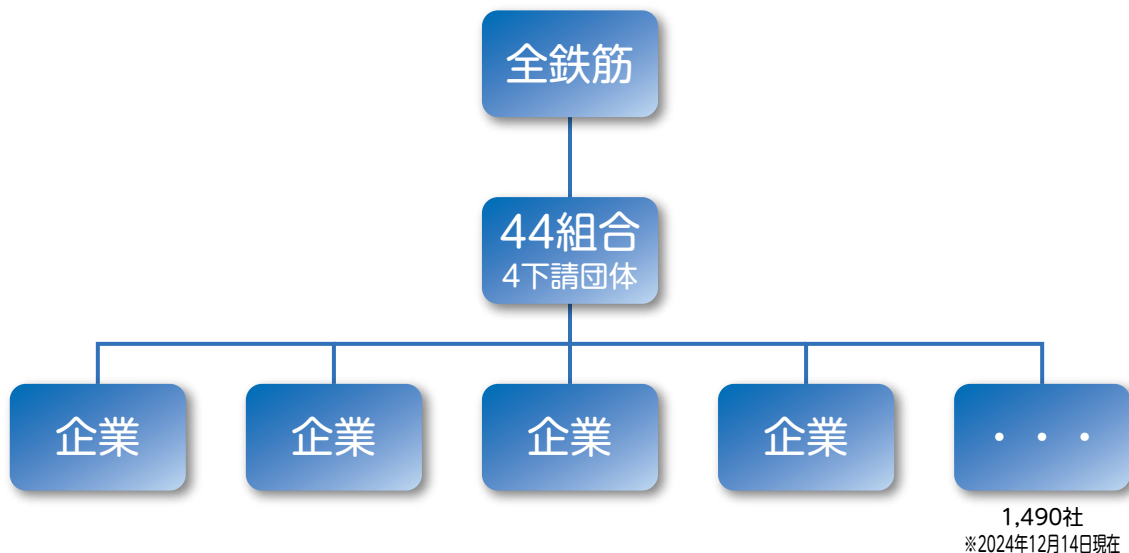
全国鉄筋工事業協会

目 次

1. 団体概要・組織図	2
2. 受入実績 技能実習生	3
3. 受入実績 建設就労者	4
4. 外国人技能実習制度	5
5. 技能実習生 受入要件	6
6. 技能実習生 受入概要（図）	7
7. 技能実習生 受入日程表	9
8. 技能実習生 受入費用	10
9. 鉄筋組立カリキュラム教材	12
10. 特定技能外国人制度	13
11. 特定技能外国人 受入手続き	14
12. 特定技能外国人 登録支援機関の支援・サービス概要	15
13. 特定技能外国人 四半期毎の入管報告義務	16
14. 特定技能外国人 受入概要（図）	17
15. 特定技能外国人 受入費用	19
16. 全鉄筋Eラーニング	20
17. 送出機関の紹介	21
18. 育成就労制度の概要	21

1. 団体概要・組織図

当協会は、日本全国で活動する鉄筋工事業の組合の協力の下で活動する公益社団法人（内閣府所管）です。国土の整備・保全、国民生活の安定と安全を担うという鉄筋工事業界の重要な使命を全うするために地域・産官学を横断して活動しています。

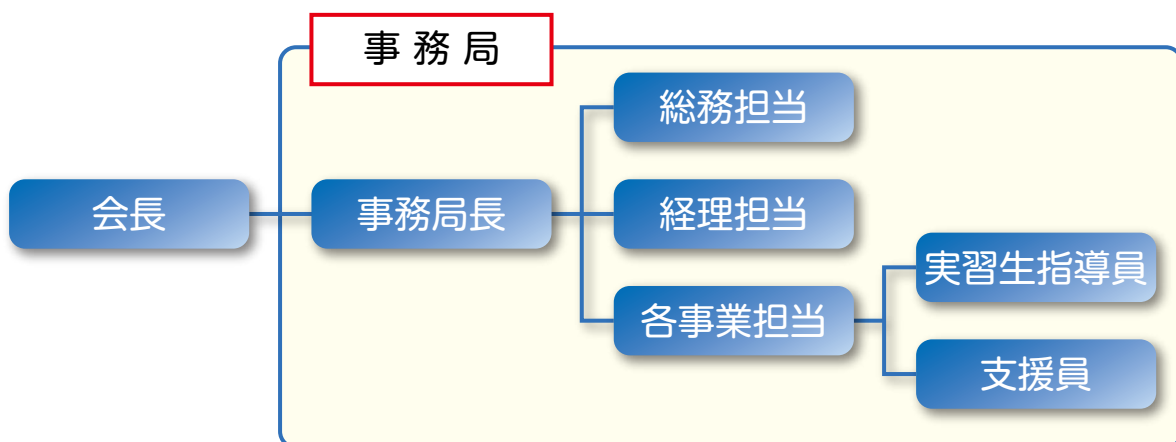
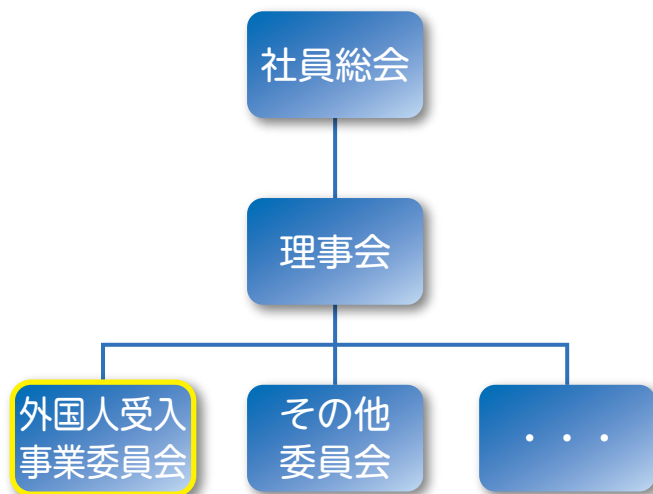


外国人受入事業のなかで、外国人技能実習生（以降、技能実習生）受入、登録支援機関（建設特定技能外国人受入）を行っています。

とくに技能実習生受入は他国への技術承継・国際貢献を目的とし、登録支援機関（建設特定技能外国人受入）は企業の担い手確保を目的とした公益事業です。

外国人受入事業は、当協会に設置した外国人受入事業委員会が方針を決定しています。

事務局は会長および各委員会の決定の下で、外国人受入事業を始めとした事業の実務を適正かつ適法に行っています。



2. 受入実績

技能実習生

累計 1,950名

2024年11月30日現在

1992年～1997年
(第1次～第12次)

都築 基 会長



次数	人数	社数	送出機関	入国日
第1次	25名	5社	浙江省	1992年6月
第2次	29名	5社	浙江省	1992年9月
第3次	28名	7社	浙江省	1993年2月
第4次	26名	6社	浙江省	1993年10月
第5次	20名	4社	浙江省	1994年8月
第6次	16名	3社	江蘇省	1994年10月
第7次	17名	5社	浙江省	1995年4月
第8次	9名	2社	浙江省	1995年10月
第9次	16名	4社	浙江省	1996年2月
第10次	20名	4社	江蘇省	1996年4月
第11次	17名	5社	浙江省	1996年9月
第12次	15名	5社	浙江省	1997年4月

1997年～2003年
(第13次～第32次)

岩田 正道 会長



次数	人数	社数	送出機関	入国日
第13次	9名	2社	遼寧省	1997年8月
第14次	12名	3社	浙江省	1997年9月
第15次	22名	4社	江蘇省	1997年11月
第16次	13名	4社	浙江省	1998年2月
第17次	16名	4社	江蘇省	1998年4月
第18次	13名	5社	浙江省	1998年4月
第19次	20名	5社	浙江省	1998年10月
第20次	15名	4社	江蘇省	1999年7月
第21次	11名	3社	浙江省	1999年10月
第22次	6名	3社	江蘇省	2000年1月
第23次	6名	3社	浙江省	2000年1月
第24次	19名	6社	浙江省	2000年4月
第25次	5名	1社	浙江省	2000年11月
第26次	15名	5社	浙江省	2001年1月
第27次	15名	6社	浙江省	2001年4月
第28次	13名	4社	江蘇省	2001年4月
第29次	22名	8社	浙江省	2001年10月
第30次	19名	7社	浙江省	2002年7月
第31次	26名	12社	浙江省	2003年3月
第32次	10名	3社	江蘇省	2003年3月

2003年～2007年
(第33次～第43次)

和田 進 会長



次数	人数	社数	送出機関	入国日
第33次	16名	7社	浙江省	2003年9月
第34次	21名	9社	浙江省	2004年1月
第35次	4名	1社	江蘇省	2004年9月
第36次	35名	11社	浙江省	2004年10月
第37次	14名	4社	浙江省	2005年3月

第38次	3名	1社	江蘇省	2005年10月
第39次	20名	7社	浙江省	2005年10月
第40次	34名	10社	浙江省	2006年2月
第41次	3名	1社	江蘇省	2007年1月
第42次	28名	10社	浙江省	2007年1月
第43次	27名	8社	浙江省	2007年1月

2007年～2017年
(第44次～第79次)

内山 聖 会長



次数	人数	社数	送出機関	入国日
第44次	19名	6社	浙江省	2007年10月
第45次	7名	2社	江蘇省	2008年2月
第46次	27名	9社	浙江省	2008年2月
第47次	21名	8社	浙江省	2008年10月
第48次	4名	1社	江蘇省	2009年2月
第49次	30名	11社	浙江省	2009年2月
第50次	9名	4社	浙江省	2009年10月
第51次	16名	6社	浙江省	2010年2月
第52次	5名	2社	浙江省	2010年2月
第53次	30名	10社	浙江省	2011年2月
第54次	3名	2社	江蘇省	2011年2月
第55次	16名	7社	浙江省	2011年8月
第56次	2名	1社	江蘇省	2011年8月
第57次	28名	9社	浙江省	2012年2月
第58次	4名	1社	江蘇省	2012年2月
第59次	24名	8社	浙江省	2012年8月
第60次	43名	13社	浙江省	2013年2月
第61次	36名	11社	浙江省	2013年8月
第62次	27名	11社	浙江省	2014年2月
第63次	2名	1社	江蘇省	2014年2月
第64次	25名	8社	浙江省	2014年8月
第65次	16名	5社	エスハイ	2014年11月
第66次	9名	5社	浙江省	2015年2月
第67次	5名	2社	江蘇省	2015年2月
第68次	15名	6社	エスハイ	2015年2月
第69次	14名	6社	エスハイ	2015年8月
第70次	3名	1社	浙江省	2015年8月
第71次	3名	1社	江蘇省	2015年8月
第72次	17名	7社	エスハイ	2015年11月
第73次	19名	7社	エスハイ	2016年2月
第74次	3名	1社	浙江省	2016年2月
第75次	20名	9社	エスハイ	2016年8月
第76次	18名	8社	エスハイ	2016年11月
第77次	28名	12社	エスハイ	2017年2月
第78次	35名	14社	エスハイ	2017年8月
第79次	19名	7社	エスハイ	2017年11月

2018年～
(第80次～)

岩田 正吾 会長



次数	人数	社数	送出機関	入国日
第80次	38名	16社	エスハイ	2018年2月
第81次	19名	8社	TTC	2018年8月
第82次	14名	6社	エスハイ	2018年8月
第83次	26名	10社	TTC	2018年11月
第84次	43名	19社	TTC	2019年2月
第85次	11名	4社	エスハイ	2019年2月
第86次	2名	1社	TTC	2019年8月
第87次	3名	1社	エスハイ	2019年8月
第88次	9名	4社	AU VIET	2019年11月
第89次	5名	2社	エスハイ	2019年11月
第90次	40名	17社	AU VIET	2020年2月
第91次	16名	6社	エスハイ	2020年2月
第92次	46名	19社	AU VIET	2019年11月
第93次	0名	0社	AU VIET	2020年8月
第94次	0名	0社	エスハイ	2020年8月
第95次	17名	8社	VHC	2020年11月
第96次	16名	7社	エスハイ	2020年11月
第97次	22名	11社	VHC	2022年6月
第98次	11名	4社	エスハイ	2022年6月
第99次	6名	3社	エスハイ	2022年6月
第100次	22名	11社	VHC	2022年8月
第101次	8名	5社	VHC	2022年8月
第102次	8名	4社	VHC	2022年8月
第103次	5名	2社	エスハイ	2022年8月
第104次	37名	15社	VHC	2022年11月
第105次	9名	3社	VHC	2022年11月
第106次	11名	6社	KTM	2023年2月
第107次	8名	3社	エスハイ	2023年2月
第108次	9名	3社	VHC	2023年2月
第109次	31名	13社	VIR	2023年8月
第110次	11名	4社	JVC	2023年8月
第111次	13名	5社	エスハイ	2023年8月
第112次	11名	7社	VHC	2023年11月
第113次	2名	2社	エスハイ	2023年11月
第114次	16名	7社	VHC	2024年2月
第115次	10名	4社	エスハイ	2024年2月
第116次	25名	11社	OSSI	2024年8月
第117次	2名	1社	VHC	2024年8月
第118次	8名	3社	JVC	2024年8月
第119次	14名	5社	エスハイ	2024年8月
第120次	7名	3社	OSSI	2024年11月
第121次	5名	2社	JVC	2024年11月
第122次	2名	1社	エスハイ	2024年11月

◆1992年

外国人研修生受入開始 第一次受入機関：(財)建設産業教育センター

※1990年6月1日 在留資格「研修」新設のため

◆2003年

研修生事業委員会 設立

矢野日和夫 委員長就任

◆2004年

受入体制変更 第一次受入機関：(一財)建設業振興基金

※(財)建設産業教育センター解散のため

◆2009年

第52次受入より、第一次受入機関を当協会に変更

◆2010年

無料職業紹介事業の許可を取得

◆2011年

設置委員会を実習生事業委員会に改称

※1993年 技能実習制度の新設(在留資格「研修」+「特定活動」2年間)のため

※2010年 研修制度廃止、技能実習制度へ移行のため

◆2015年

特定監理団体の認定を取得(第1号)

建設就労者の受入を開始(7月1日)

※同年4月1日 在留資格「特定活動」(建設就労者)新設のため

◆2016年

(一社)日本建設業連合会より国際委員長賞受賞(6月)

武田美治 委員長就任

◆2017年

一般監理事業の許可を取得(11月1日)

◆2018年

技能実習生3号の受入開始(6月16日)

※2017年11月1日 在留資格「技能実習3号」新設のため

◆2019年

(一社)建設技能人材機構に正会員団体として加入(4月1日)

設置委員会を外国人受入事業委員会に改称(6月)

※同年4月1日 在留資格「特定技能」新設のため

登録支援機関登録簿に登録(7月11日)

※同年7月30日当協会の支援で特定技能1号国土交通省認定取得(第1号)

◆2021年

新型コロナウイルスの影響で入国制限により、2020年8月(93次・94次)および2020年12月から2022年3月まで入国できず

◆2023年

建設就労者終了(3月31日)

小寺洋志裕 委員長就任(6月9日)

3. 受入実績 建設就労者

累計 153名

送 出 機 関	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	受入実績累計
中国 浙江省	27	14	14	19	10	4			88名
中国 江蘇省		3		4					7名
V T C (ベトナム)		2	3						5名
エ ス ハ イ (ベトナム)			8	5					13名
A U V I E T (ベトナム)				13	15	12			40名
									153名

4. 外国人技能実習制度

詳細は技能実習制度運用要領webサイトをご覧ください。

この制度は、我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、その開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とし、我が国の国際貢献に重要な役割を果たしています。

当協会は、この制度を利用してアジア等の新興国に住む青年労働者への技能・知識の移転を目的とした事業を行っています。外国人技能実習生は、受入れられた日本企業（実習実施者という）で働きながら技能等を修得します。修得した技能等は、母国における自身の職業生活の向上と、母国の産業発展へ貢献します。

1年目は「第1号技能実習生（1年間）」、2・3年目は「第2号技能実習生（2年間）」と、合計3年間の技能実習を行います。優良認定を受けた実習実施者のもとでは、4・5年目の「第3号技能実習生（2年間）」を実施できます。1号から3号までの技能実習で、合計で5年間滞在できます。

事業特徴

1. 受入企業のニーズに合わせた優秀な人材を採用

鉄筋施工の技能集団として技能習得意欲の高い優秀な技能実習生を選抜します。以下の4つの資格を含めて企業配属までに指導・教育を充実させ、外国人が即戦力となれるよう目指して取り組んでいます。

2. 鉄筋施工限定の受入組織として4つの資格を取得

特別教育（玉掛け技能講習・クレーン運転特別教育・足場の組立等特別教育・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育）の資格を取得させて企業へ配属します。

3. 事業収益は公益のために活用

当協会の公益事業で、広く一般が受益できるよう活用します。

技能実習生の受入人数枠

第1号（1年間）		第2号（2年間）	優良基準適合者（常勤職員総数が6人以上の場合）		
基本人数枠			第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
実習実施者の常勤職員総数	技能実習生の人数		基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
301人以上	常勤職員総数の20分の1	基本人数枠の2倍			
201人～300人	15人				
101人～200人	10人				
51人～100人	6人				
41人～50人	5人				
31人～40人	4人				
30人以下	3人				
			優良基準適合者（常勤職員総数が5人以下の場合）		
			第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
			常勤職員総数	常勤職員総数の2倍	常勤職員総数の3倍

○常勤職員とは、原則、役員を除く社会保険加入者数をいいます。（技能実習生・1号特定技能外国人は除く）

○技能実習生の総数が常勤職員の総数を超えることはできません。（優良認定を受けた実習実施者は免除 ※一部例外あり）

優良認定を受けるための基準

- 技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 評価基準に基づき、150点満点で90点以上を獲得した場合に「優良」とであると判断されます。

実習生 優良認定



で検索

参考

常勤職員数以下

1号特定技能外国人の受入人数枠

- 常勤職員とは、社会保険加入者数をいいます。（技能実習生・1号特定技能外国人は除く。2号は含む）

5. 技能実習生 受入要件

- ▶ 建設業法第3条の許可を受けていること
- ▶ 建設キャリアアップシステム登録義務
- ▶ 月給制の給与支払い義務
- ▶ 技能実習責任者講習の受講義務（3年更新）
- ▶ 技能実習指導員の配置
 - 5年以上の職務経験を有する常勤の従業員
- ▶ 生活指導員の配置
- ▶ 宿舍等の提供
 - 1人当たり4.5㎡以上（6畳に2人程度）の私有スペース確保
 - 台所、トイレ、シャワー設備、寝具、調理器具、食器 等
- ▶ 労働保険（労災保険・雇用保険）の加入
社会保険（厚生年金保険、健康保険）の加入
- ▶ 技能実習日誌の作成及び備え付け
（技能実習終了後1年以上保管）

手続きの流れ（入国から帰国）

	経過月	内 容	管轄機関
1号	1～5ヶ月目	技能検定試験申込（基礎級）	職業能力開発協会
	7ヶ月目	技能検定試験（基礎級） ※学科・実技合格必須	職業能力開発協会
	9ヶ月目	技能実習計画認定申請（2号申請）	外国人技能実習機構
	11ヶ月目	在留資格変更許可申請	出入国在留管理局
2号	11ヶ月目	在留期間更新許可申請	出入国在留管理局
	13～18ヶ月目	技能検定試験（随時3級） ※実技合格必須	職業能力開発協会
	24ヶ月目	帰国（一時帰国）	
	在日中・一時帰国中 いずれかに申請	技能実習計画認定申請（3号申請） （開始予定日の4ヶ月前まで）	外国人技能実習機構
		在留資格認定許可申請	出入国在留管理局
3号	11ヶ月目	在留期間更新許可申請	出入国在留管理局
	13～18ヶ月目	技能検定試験（随時2級） ※実技合格必須	職業能力開発協会
	24ヶ月目	帰国	

6. 技能実習生受入概要(図)

面接から帰国まで

外国

約6ヶ月 入国前講習（日本語教育・実技訓練）

選
抜

▶ 入学試験

- IQ テスト
- Y-G 性格検査
- 正確性
- 計算能力
- 集中力の確認

▶ 体力テスト

- 腕立て伏せ
- スクワット
- 鉄筋組立

▶ 現地訪問

- 実技試験
- 面接
- 調印

▶ 合格者

- 日本語教育
- 日本生活案内
- 鉄筋施工用語
- 鉄筋実技訓練
- 状況確認



ベトナムでの実技訓練



ベトナムでの鉄筋組立試験

約1ヶ月 入国後講習（富士教育訓練センター）



徹底した鉄筋施工教育を実施して
企業に派遣します。

日
本
入
国

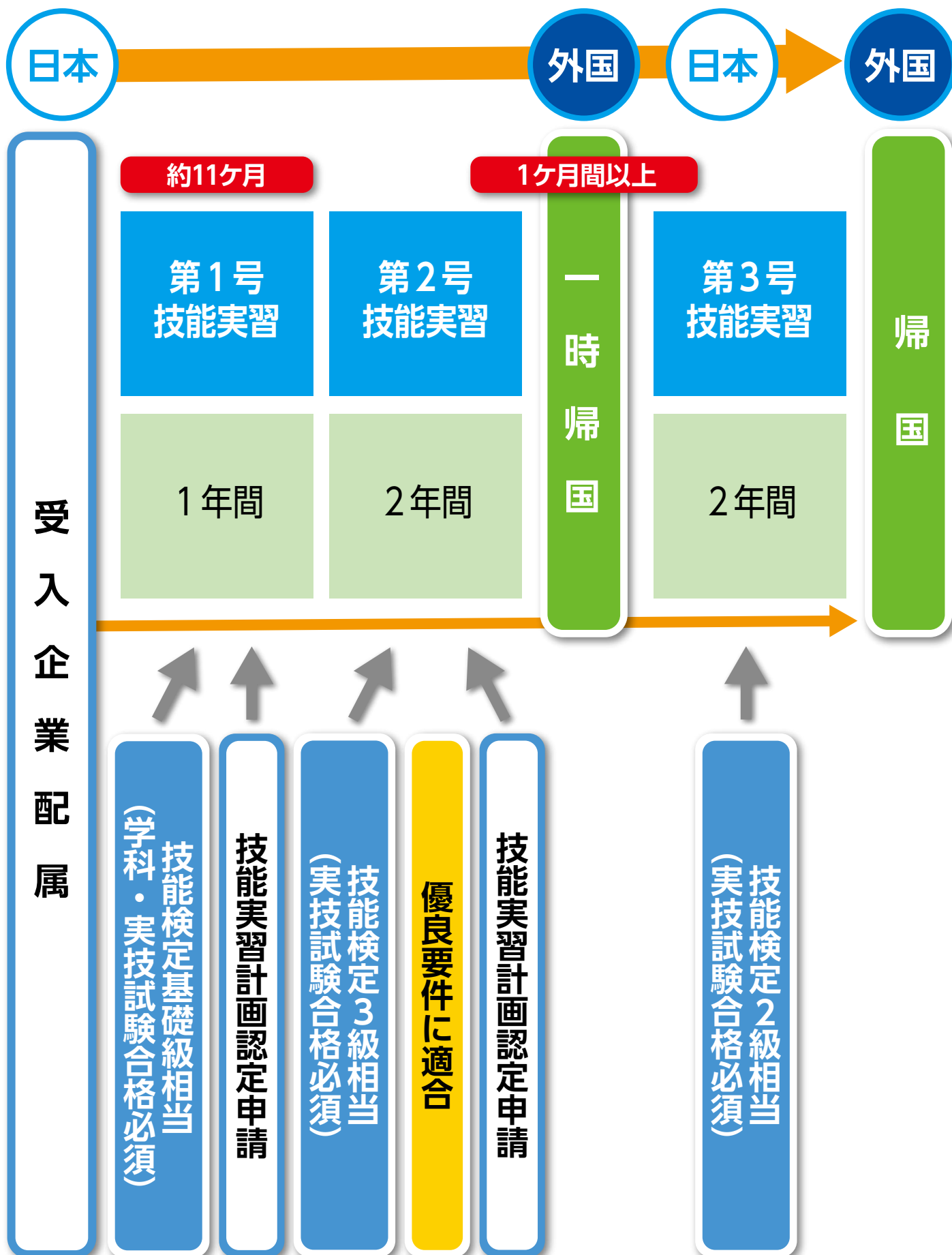
資 格 名		資 格 取 得 内 容
入国後講習中	足場の組立等特別教育	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務
入 国 後 講 習 期 間 外	玉掛け技能講習	吊り上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置の玉掛け業務
	クレーン運転特別教育	吊り上げ荷重5トン未満のクレーン操作、運転5トン未満であれば荷とともに移動しない無線操作式でも運転可
	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	高さが2メートル以上あり作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを着用して行う作業

外国人受入
事業委員会

委員長：小寺洋志裕(石 川)
副委員長：矢野目和則(福 島)
副委員長：野仲 啓明(東鉄協)

丹波 勝行(北海道)
工藤 茂治(鉄工協)
岡平 和彦(石 川)

山本 俊輔(愛 知)
叶 順哉(関 西)
古澤 英樹(福 岡)



7. 技能実習生 受入日程表

第1回 企業入社日 4月1日

No.	受入の流れ	実施予定日
1	受入募集（募集期間 約1ヶ月）	6月頃
2	面接・受入契約（4日間）	9月上旬
3	書類申請（外国人技能実習機構・出入国在留管理局）	11月1日～1月末
4	査証（ビザ）申請	2月1日～2月27日
5	入国（入国後講習 約1ヶ月）	2月28日～3月31日
6	企業入社日	4月1日
7	入国後講習修了後の入職時技能習得コース期間	4月1日～14日間程度

第2回 企業入社日 10月1日

No.	受入の流れ	実施予定日
1	受入募集（募集期間 約1ヶ月）	12月頃
2	面接・受入契約（4日間）	3月上旬
3	書類申請（外国人技能実習機構・出入国在留管理局）	5月1日～7月末
4	査証（ビザ）申請	8月1日～8月28日
5	入国（入国後講習 約1ヶ月）	8月29日～9月30日
6	企業入社日	10月1日
7	入国後講習修了後の入職時技能習得コース期間	10月1日～14日間程度

第3回 企業入社日 12月13日

No.	受入の流れ	実施予定日
1	受入募集（募集期間 約1ヶ月）	4月頃
2	面接・受入契約（4日間）	6月中旬
3	書類申請（外国人技能実習機構・出入国在留管理局）	8月1日～10月中旬
4	査証（ビザ）申請	10月中旬～11月11日
5	入国（入国後講習 約1ヶ月）	11月12日～12月12日
6	企業入社日	12月13日
7	入国後講習修了後の入職時技能習得コース期間	12月13日～14日間程度

8. 技能実習生 受入費用

▶インドネシア

全鉄筋・送出機関に納める費用と実習生に直接支払う費用があります。

2025年4月1日現在

第1号技能実習生（1年目）			
受入初期費用	申請費用、入国前講習費用10,000円、実習生保険（3年間）、入国渡航費、雇入れ時健康診断費用		498,160円
	入国後講習費用（富士センター）	講習費用（日本語教育・鉄筋組立実習等）、資格取得費用（入職時技能習得コース期間の通訳代、足場の組立等特別教育）、宿泊・食事代（1日3食）4,950円×講習日数、講習手当40,000円、富士センターまでの交通費	
毎月の費用	インドネシア	全鉄筋監理費 毎月24,200円×12ヶ月（税込）	全鉄筋監理費 + 送出管理費 350,400円
		送出管理費 毎月 5,000円×12ヶ月（非課税）	
合計			848,560円
入職後講習修了後の入職時技能習得コース		資格取得費用（玉掛け技能講習・クレーン運転特別教育・フルハーネス特別教育） ※延長期間の宿泊費・食事代は全鉄筋が負担いたします。	126,500円

第2号技能実習生（2・3年目）			
2号移行費用	技能検定試験 基礎級検定料（2号に移行するための必要な試験）		21,300円
	申請手数料		3,900円
	出入国在留管理局への印紙代		5,500円
毎月の費用	インドネシア	全鉄筋監理費 毎月24,200円×24ヶ月（税込）	全鉄筋監理費 + 送出管理費 700,800円
		送出管理費 毎月 5,000円×24ヶ月（非課税）	
その他費用	出入国在留管理局への印紙代		5,500円
	技能検定試験 随時3級検定料		21,300円
帰国渡航費【概算】（航空会社・時期により航空券の費用が異なります）			60,000円
合計			818,300円

全鉄筋・送出機関に納める費用と実習生に直接支払う費用があります。

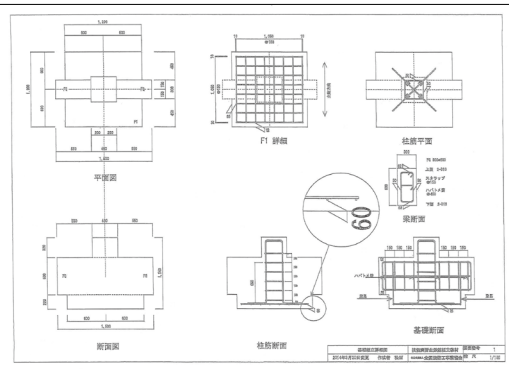
2025年4月1日現在

第1号技能実習生（1年目）			
受入初期費用	申請費用、入国前講習費用20,000円、実習生保険（3年間）、入国渡航費、雇入れ時健康診断費用		498,160円
	入国後講習費用（富士センター）	講習費用（日本語教育・鉄筋組立実習等）、資格取得費用（入職時技能習得コース期間の通訳代、足場の組立等特別教育）、宿泊・食事代（1日3食）4,950円×講習日数、講習手当30,000円、富士センターまでの交通費	
毎月の費用	ベトナム	全鉄筋監理費 毎月20,350円×12ヶ月（税込）	全鉄筋監理費 + 送出管理費 364,200円
		送出管理費 毎月10,000円×12ヶ月（非課税）	
合計			862,360円
入職後講習修了後の入職時技能習得コース		資格取得費用（玉掛け技能講習・クレーン運転特別教育・フルハーネス特別教育） ※延長期間の宿泊費・食事代は全鉄筋が負担いたします。	126,500円

第2号技能実習生（2・3年目）			
2号移行費用	技能検定試験 基礎級検定料（2号に移行するための必要な試験）		21,300円
	申請手数料		3,900円
	出入国在留管理局への印紙代		5,500円
毎月の費用	ベトナム	全鉄筋監理費 毎月20,350円×24ヶ月（税込）	全鉄筋監理費 + 送出管理費
		送出管理費 毎月10,000円×24ヶ月（非課税）	728,000円
その他費用	出入国在留管理局への印紙代		5,500円
	技能検定試験 随時3級検定料		21,300円
帰国渡航費【概算】（航空会社・時期により航空券の費用が異なります）			60,000円
合計			845,500円

第3号技能実習生（4・5年目）（優良企業認定申請）			
受入初期費用	申請費用		10,000円
	実習生保険（2年間）		15,940円
	入国渡航費（概算）（航空会社・時期により航空券の費用が異なります）		60,000円
毎月の費用	ベトナム	全鉄筋監理費 毎月15,180円×24ヶ月（税込）	全鉄筋監理費 + 送出管理費
		送出管理費 毎月5,000円×24ヶ月（非課税）	484,320円
その他費用	出入国在留管理局への印紙代		5,500円
	技能検定試験 随時2級検定料		21,300円
帰国渡航費【概算】（航空会社・時期により航空券の費用が異なります）			60,000円
合計			657,060円

9. 鉄筋組立カリキュラム教材

A large, rectangular, rusted metal cage or enclosure, likely for a dog, standing on a concrete floor in front of a building. The cage is made of thick, reddish-brown metal bars. It has a flat base and four vertical sides. The front and back sides have a grid-like pattern of horizontal and vertical bars. The sides have vertical bars with some horizontal cross-bracing. The cage is positioned on a light-colored concrete floor. In the background, there is a building with a white wall and a dark door. A yellow line is painted on the concrete floor in front of the cage.

報道実績等

表 彰 状

日本建設業連合会 国際委員長賞

公益社団法人

全国鉄筋工事業協会 殿

貴会は「外国人技能実習制度・
外国人建設就労者受入事業
ベストプラクティス表彰」に
おいて、功績が認められました。
本事業に対する多大な貢献を
讃え表彰いたします。

平成二十八年二月十五日

一般社団法人日本建設業連合会 国際委員長

白石 達

12

10. 特定技能外国人制度

建設業を始めとした諸産業の深刻な人手不足の解決を図るべく、2019年4月1日より日本で新たな在留資格「特定技能」制度がはじまりました。一定の専門性・技能を有し、即戦力となる優秀な外国人材は、在留資格「特定技能」を取得できます。

鉄筋工事業は、日本の安心で安全な建築を支える重要な産業です。当協会は、この制度を活用する企業（＝特定技能所属機関）を支援する公益事業を実施すると内閣府に届け出たうえで、出入国在留管理庁に「登録支援機関」として登録しました。鉄筋工事業を営む各社による優秀な外国人材を迎える活動を支援します。

特定技能 1 号と技能実習生との違い

	特定技能外国人	技能実習生
目 的	日本企業で働くために来日 企業の労働力確保のための 制度	日本の技能を学ぶために来日 国際貢献が目的の制度
在留資格切替の一時帰国	一時帰国不要 日本在留から、移行可能 (技能実習生等からの切替え)	一時帰国は必須 技能実習 2 号口から 3 号口、 2 号口から特定活動 (建設就労者) など
外国人一人の作業	可	不可 (技能実習指導員は必須)
企業から雇用契約解除	可	不可
外国人の退職・転職	可	不可
受入可能人数	常勤職員社会保険 加入者数以下 (技能実習生を除く)	別表参照 (P.5)

11. 特定技能外国人 受入手続き

特定技能外国人の雇用は以下の手続きが必要です。

雇用契約を含む受入態勢で、各種の要件を満たすことが求められています。

●一般社団法人建設技能人材機構（JAC）に何らかの形で加入

建設分野特定技能外国人の受入は、JACが取りまとめています。

当協会はJAC正会員です。当協会の加盟組合か、JAC賛助会員のいずれかに加入が必要です。

当協会の会員証明書発行は、当協会HPで申請方法を告知しています。

●国土交通省への許可申請（オンライン申請）

- 日本人を雇用する企業努力を行っていること
- 日本人・外国人、共に同等の高い待遇であること
（※標準額は後述します）
- 建設キャリアアップ（CCUS）カードに登録していること
- 勤続年数による安定的な昇給
- 月給制での雇用体制
- 法令順守体制



特定技能1号

LAI VAN TUYEN氏 (C)株式会社nonaka

●地方出入国在留管理局への申請

●1人あたり7.5㎡以上の私有スペース確保

●受入負担金の支払い

受入企業（特定技能所属機関）は、後述する表で示す額のとおり一般社団法人建設技能人材機構（JAC）へ受入負担金を支払う義務が発生します。

鉄筋施工分野（当協会が会員証明書を発行した企業）の受入負担金は、JACに代わり当協会が各企業より収納します。

詳しくは、会員証明書発行前に自動振替の手続きをご案内します。



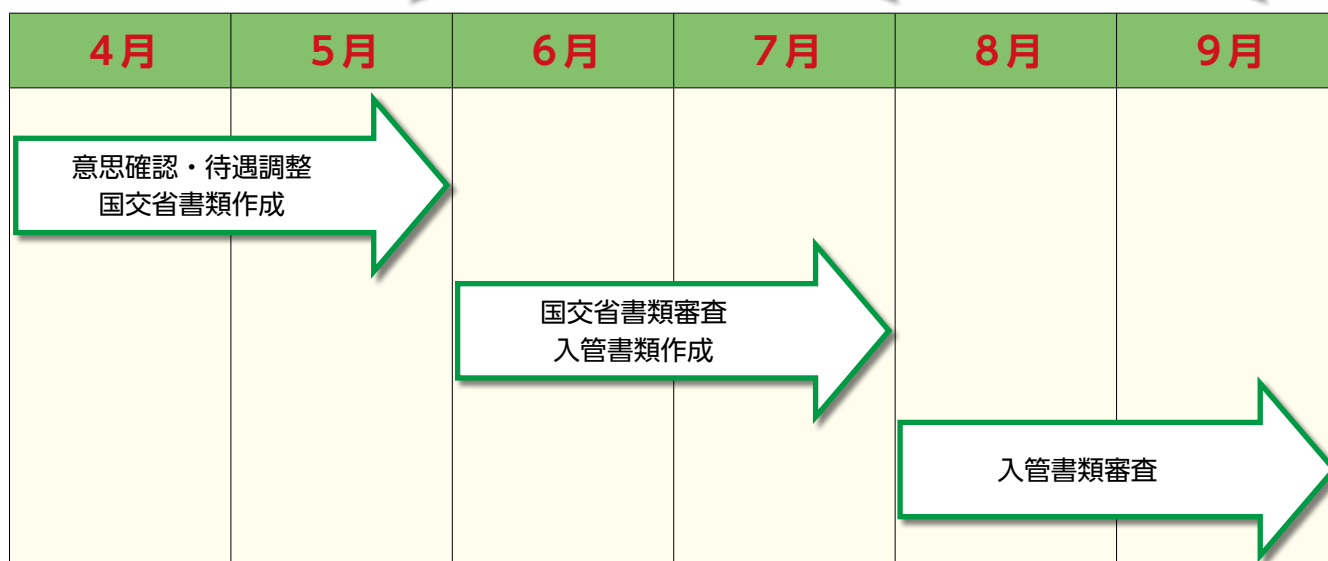
特定技能1号 NGUYEN VAN CONG氏 (C)株式会社芳和建設工業

特定技能1号
スケジュール (例)

国交省提出
4/1～6/1

入管提出
8/1

雇用日
10/1



12. 特定技能外国人 登録支援機関の支援・サービス概要

法令（改正入管法 第19条第22項第2号）に基づく委託により登録支援機関は以下の内容を実施します。

- 雇用契約、フォロー等の内容の事前ガイダンス（法令により3時間以上）
- 出入国時に空港などへの送迎（出国時入場の確認まで）
- 住宅確保の支援（保証人の確保等）
- 生活に必要な契約の支援（金融機関の口座開設、携帯電話の契約等）
- 生活オリエンテーションの実施
（生活一般、行政手続き、相談・苦情の連絡先等、法令により8時間以上）
- 日本語を学習する機会の提供（日本語教室、自主学習教材の案内等）
- 相談・苦情に対する対応（外国人本人の言語で24時間365日対応）
- 日本人との交流促進支援
（行事等の地域交流、自治会等の案内や参加手続きの補助）
- 非自発的離職時の転職支援
（次の受入機関の情報提供、ハローワークへの案内等）
- 特定技能1号本人、その監督者と定期的な面談（3ヶ月に1度以上）

受託時の無料付帯サービス

受入企業は特定技能制度を理解したうえで、各手続きの実施責任があります。当協会は、制度と書類の趣旨の説明を含めて、事務負担を軽減できるようサポートします。

国土交通省への
申請書類作成サポート

外国人総合保険の
手続き代行

※保険費用は後日ご請求します。

出入国在留管理局への
申請書類作成サポート

13. 特定技能外国人 四半期毎の入管報告義務

当協会による特定技能外国人への支援と別に、受入企業は以下の書類を所轄入管に提出する必要があります。

- 参考様式第3－6号 受入れ・活動状況に係る届出書
- 参考様式第3－6号(別紙) 特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況

※比較対象となる日本人労働者の賃金台帳を添付

(法務省のダウンロードサイト)

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00200.html

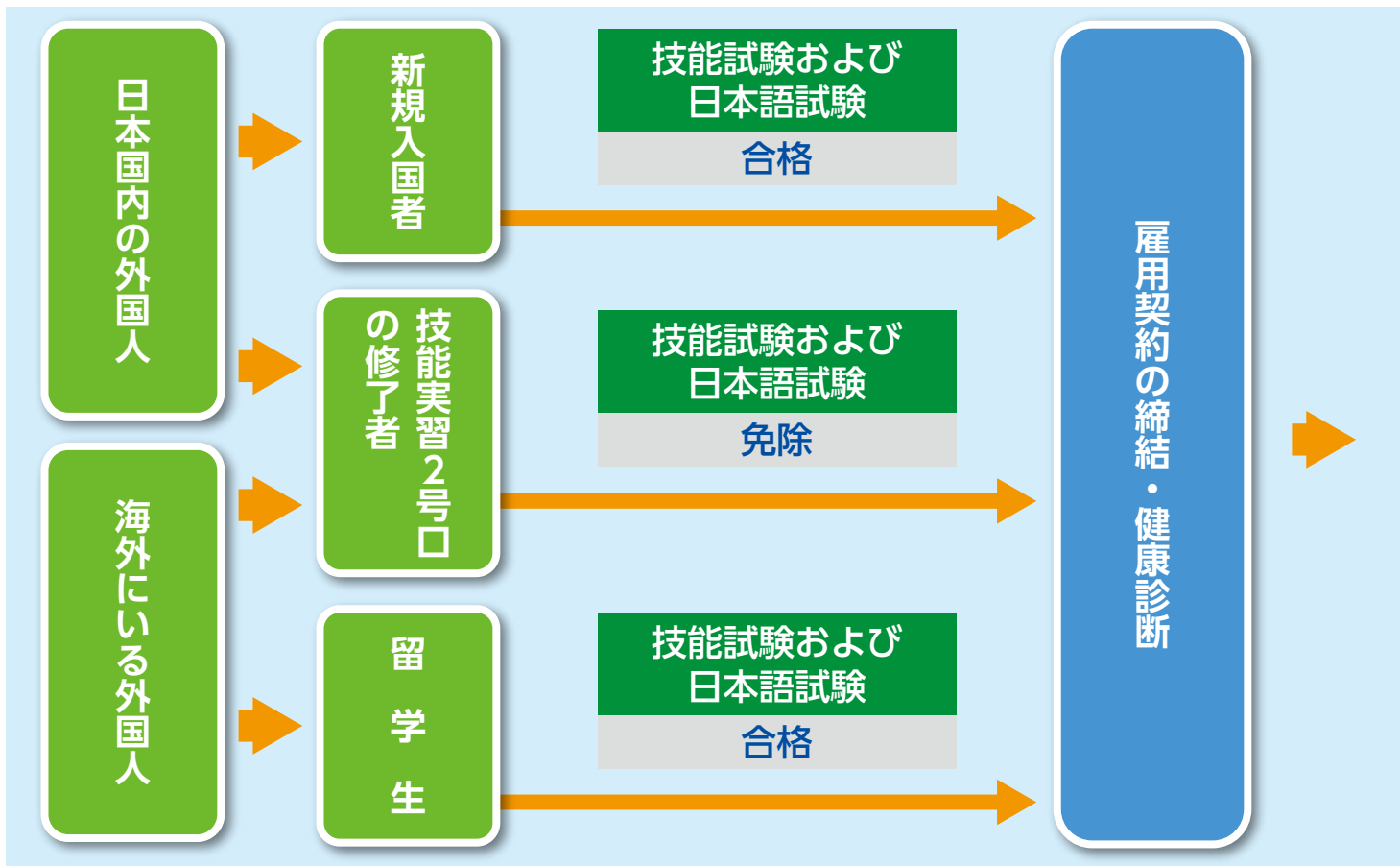
提出は、直接持参と郵送のどちらでも可能です。

届出の対象期間提出期限

対象期間		提出期限
第1四半期	1月1日～3月31日	4月15日
第2四半期	4月1日～6月30日	7月15日
第3四半期	7月1日～9月30日	10月15日
第4四半期	10月1日～12月31日	1月15日

詳しくは、所轄入管の担当部署へご質問ください。

14. 特定技能外国人 受入概要(図)



特定技能1号と特定技能2号との違い

	特定技能 1 号	特定技能 2 号
要 件	①・建設分野特定技能 1 号 評価試験合格 ・日本語試験 (N4 相当) ②技能実習 2 号口の修了	①一級鉄筋施工技能士 (組立て、または施工図) ②建設分野特定技能 2 号 評価試験合格 ③職長、または班長経験 3 年以上
	①②はいずれか	①②はいずれか
在留期限	最大 5 年	限りなし (更新必要)
家族帯同	不可	可

グループリーダー：新妻尚祐(東鉄協)

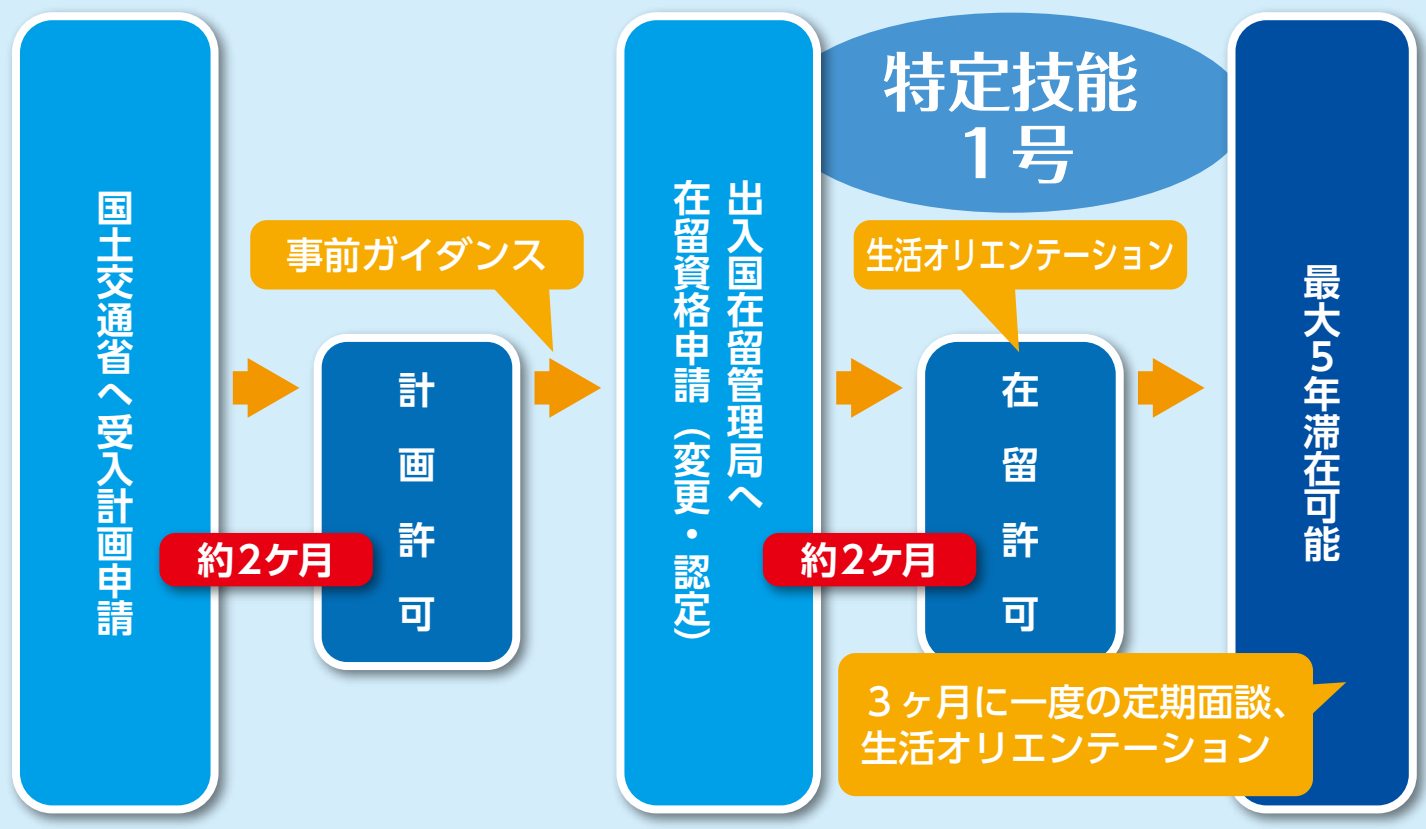
サブリーダー：樋脇 毅(千葉)

メンバー：安藤理人(東鉄協)

メンバー：野仲啓明(東鉄協)

メンバー：飛田良樹(鉄工協)

メンバー：山本俊輔(愛知)



15. 特定技能外国人 受入費用

項 目	金 額	内 訳
①本人に支払う給与 (企業-外国人)	¥ 230,000	左記は標準額です。 地域等で異なります
②受入負担金	¥ 12,500 (不課税)	1 人あたり受入負担金の月額
③登録支援機関委託料 ※当協会受託の場合	¥ 20,000 (税別) (月額／1 名)	全部委託 (一部委託は行っていません)
	¥ 6,000 (税別) (月額／1 名)	初年度交通費 (13ヶ月目より無料)
	外国人総合保険 (加入任意)	¥ 35,200 (60ヶ月の場合) ※時期により加入月数は可変

建設特定技能の受入はJAC(一般社団法人建設技能人材機構)への加入が必要

会員証明書発行

特定技能運用要領で、建設分野特定技能外国人を受入れる企業はJACの会員になることが定められています。

JACの正会員団体である全鉄筋に加入(加盟団体に加入)している企業は、間接的にJACに加入していることになります。

全鉄筋が発行した会員証明書を国交省への受入計画認定申請に添付してください。

全鉄筋ポータルサイトから申請してください。

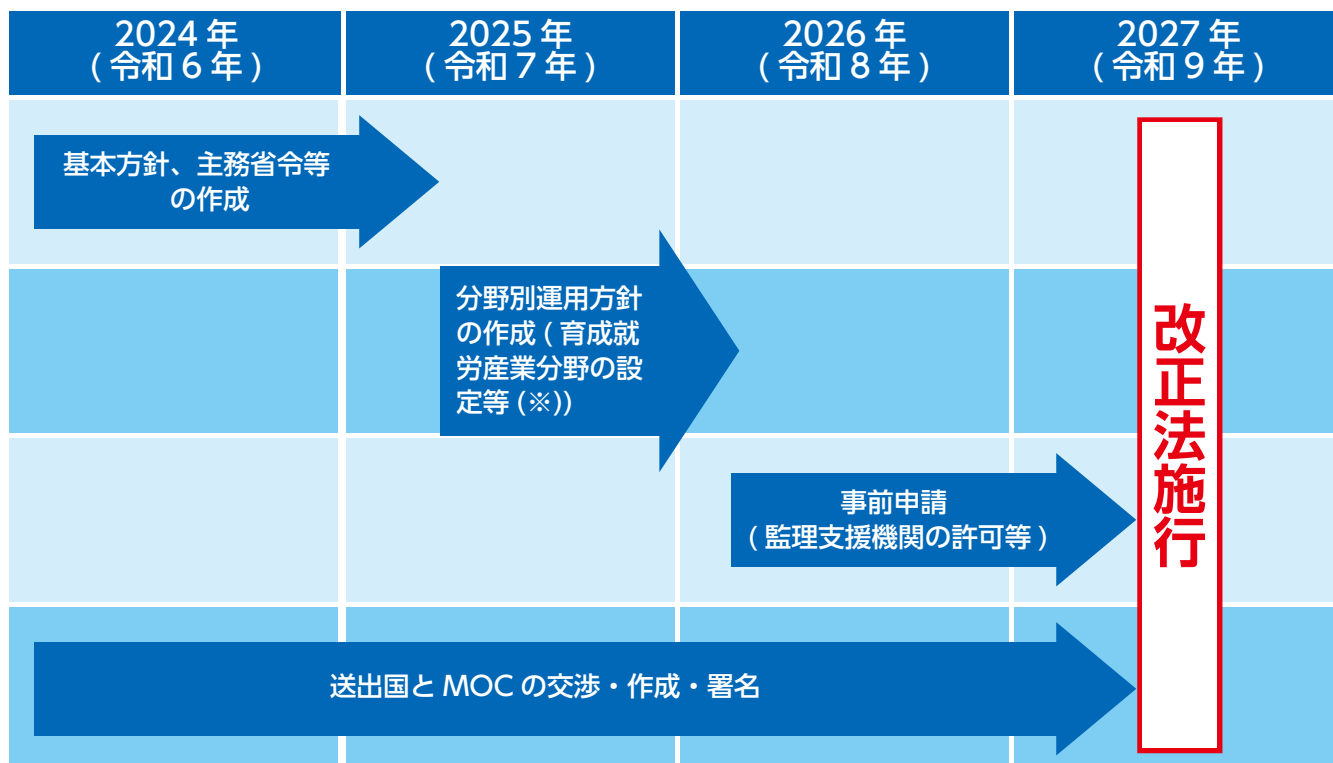
<https://zentekkin.or.jp/system/login.php>

17. 送出機関の紹介

中 国	1. 浙江省建設投資集团有限公司 2. 江蘇国際経済技術合作集团有限公司
ベトナム	1. エスハイ・ジャパン株式会社 2. ベトナム TTC 人材株式会社 3. AU VIET 貿易観光株式会社 4. VHC 人材ネットワーク投資顧問株式会社 5. KTM 投資株式会社 6. VIRASIMEX 労働者派遣及び仕事開発合資会社 7. JVC 国際投資貿易サービス株式会社
インドネシア	1. OS セルナジャヤ インドネシア

18. 育成就労制度の概要

◆施行までのスケジュール（予定）

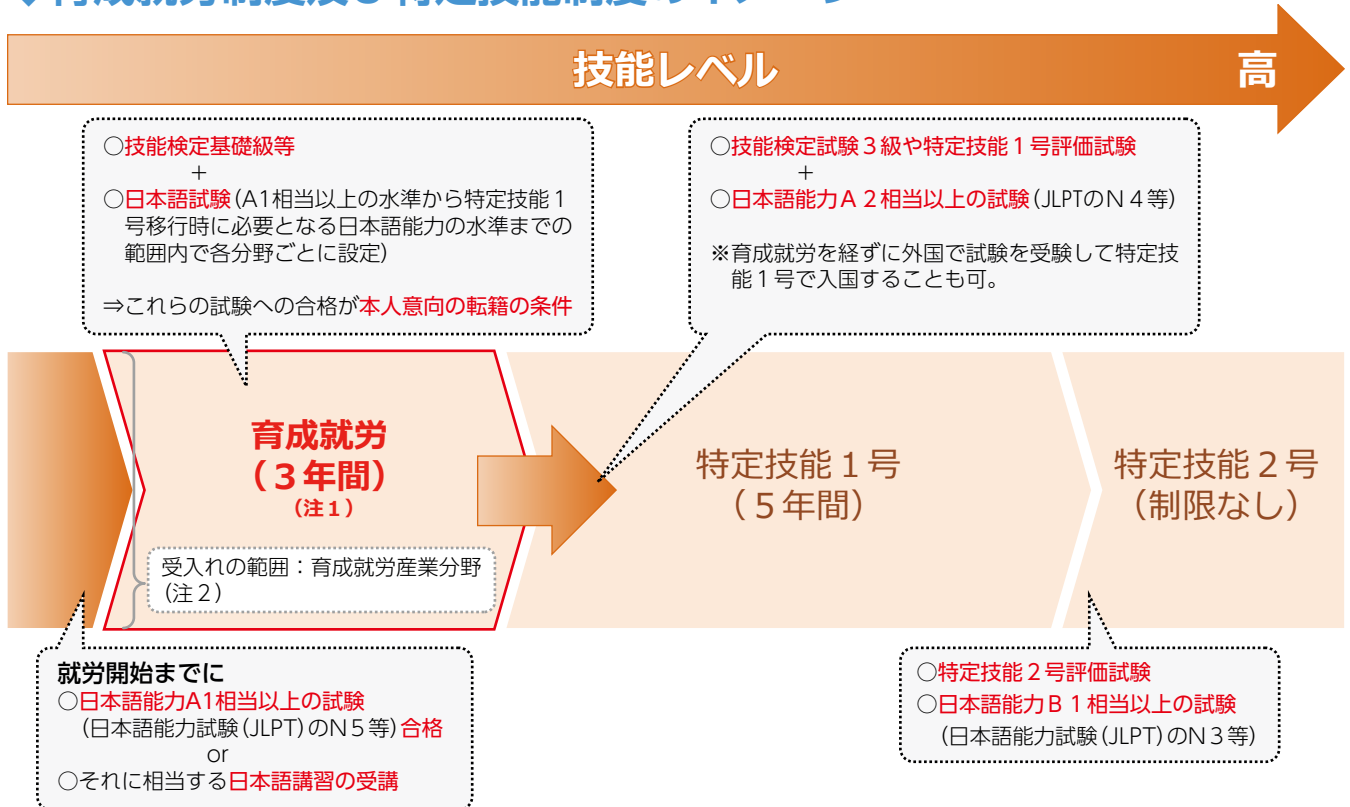


※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

◆技能実習と特定技能の制度比較

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律/出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号:1年以内、技能実習2号:2年以内、技能実習3号:2年以内(合計で最長5年)	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし(介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり(非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり(個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号)技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号)(非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動(専門的・技術的分野)

◆育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。



公益社団法人 全国鉄筋工事業協会

〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-9-6 田中ビル4F
TEL 03(5577)5959 / FAX 03(3252)9170